

◎岩手県統計調査条例（条例第58号）

- 1 県統計調査の実施及び結果の活用に関し必要な事項を定めることにより、県が作成する統計の有用性の確保を図り、もって県民経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与するというこの条例の目的について定めることとした。（第1条関係）
- 2 定義について定めることとした。（第2条関係）
- 3 県基幹統計調査の指定等について定めることとした。（第3条関係）
- 4 県一般統計調査の実施等について定めることとした。（第4条関係）
- 5 結果の公表について定めることとした。（第5条関係）
- 6 報告義務について定めることとした。（第6条関係）
- 7 統計調査員について定めることとした。（第7条関係）
- 8 資料の提出及び立入検査について定めることとした。（第8条関係）
- 9 県基幹統計調査と誤認させる調査の禁止について定めることとした。（第9条関係）
- 10 協力の要請について定めることとした。（第10条関係）
- 11 調査票情報の二次利用について定めることとした。（第11条関係）
- 12 調査票情報の提供について定めることとした。（第12条関係）
- 13 調査票情報の提供を受けた者による適正な管理について定めることとした。（第13条関係）
- 14 調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等について定めることとした。（第14条関係）
- 15 この条例の実施に関し必要な事項は、実施機関が定めることとした。（第15条関係）
- 16 罰則について定めることとした。（第16条～第19条関係）
- 17 施行期日等
 - (1) この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項～附則第5項関係）

◎情報公開条例の一部を改正する条例（条例第59号）

- 1 岩手県土地開発公社に関する情報に係る開示の取扱いについて定めることとした。（第7条関係）
- 2 意見書提出の機会を付与する第三者以外の者に岩手県土地開発公社を加えることとした。（第15条関係）
- 3 岩手県土地開発公社に係る岩手県情報公開審査会への諮問の手續等について定めることとするとともに、県が設立した地方独立行政法人についても同じ取扱いである旨明記することとした。（第18条関係）
- 4 岩手県土地開発公社を実施機関とみなすことに伴い、同公社を情報公開の対象となる出資法人から除くこととするとともに、県が設立した地方独立行政法人についても同じ取扱いである旨明記することとした。（第41条関係）
- 5 岩手県土地開発公社を実施機関とみなすこととするとともに、併せて所要の整備をすることとした。（目次、第45条関係）
- 6 岩手県土地開発公社について、行政不服審査法の規定の例により、異議申立てをすることができることとするとともに、県が設立した地方独立行政法人についても同じ取扱いである旨明記することとした。（第46条関係）
- 7 施行期日等
 - (1) この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第60号）

- 1 統計法の全部改正及び統計報告調整法の廃止に伴い、所要の改正をすることとした。（第69条関係）
- 2 施行期日
この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎政治資金規正法施行条例（条例第61号）

- 1 この条例は、政治資金規正法の実施に関し必要な事項を定めることとした。（第1条関係）
- 2 少額領収書等の写しの写し又は収支報告書等の写しの交付に要する費用の負担について定めることとした。（第2条関係）

3 この条例の実施に関し必要な事項は、選挙管理委員会が定めることとした。(第3条関係)

4 施行期日

この条例は、平成21年1月1日から施行することとした。(附則関係)

◎看護師養成所条例の一部を改正する条例(条例第62号)

1 岩手県立水沢高等看護学院を廃止することとした。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎救護施設条例を廃止する条例(条例第63号)

1 救護施設条例を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎卸売市場条例の一部を改正する条例(条例第64号)

1 委託手数料以外の報償の收受の禁止に係る規定を削除することとした。(第21条関係)

2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第65号)

1 交通用具使用者に係る通勤手当の支給限度額を月額35,000円から37,800円に引き上げることとした。(第29条関係)

2 義務教育等教員特別手当の支給限度額を月額20,200円から15,900円に引き下げることとした。(第40条の2関係)

3 医師に係る初任給調整手当の支給限度額を月額306,900円から410,900円に、獣医師に係る初任給調整手当の支給限度額を月額10,000円から20,000円にそれぞれ引き上げることとした。(第26条の2関係)

4 施行期日

この条例は、平成21年1月1日から施行することとした。ただし、3は、平成21年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第66号)

1 交通用具使用者に係る通勤手当の支給限度額を月額35,000円から37,800円に引き上げることとした。(第24条関係)

2 義務教育等教員特別手当の支給限度額を月額20,200円から15,900円に引き下げることとした。(第31条の2関係)

3 施行期日

この条例は、平成21年1月1日から施行することとした。(附則関係)

◎一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第67号)

1 教員特殊業務手当の支給限度額を日額3,200円から6,400円に引き上げることとした。(第19条の2関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行し、平成20年10月1日から適用することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第68号)

1 岩手県立花巻厚生病院及び岩手県立北上病院を統合し、岩手県立中部病院を設置することとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例(条例第69号)

1 岩手県立盲学校を岩手県立盛岡視覚支援学校に、岩手県立盛岡ろう聾学校を岩手県立盛岡聴覚支援学校に、岩手県立盛岡養護学校を岩手県立盛岡となん支援学校に、岩手県立盛岡高等養護学校を岩手県立盛岡峰南高等支援学校に、岩手県立みたけ養護学校を岩手県立盛岡みたけ支援学校に、岩手県立花巻養護学校を岩手県立花巻清風支援学校に、岩手県立前沢養護学校を岩

手県立前沢明峰支援学校に、岩手県立気仙養護学校を岩手県立気仙光陵支援学校に、岩手県立釜石養護学校を岩手県立釜石祥雲支援学校に、岩手県立宮古養護学校を岩手県立宮古恵風支援学校に、岩手県立久慈養護学校を岩手県立久慈拓陽支援学校に名称を変更することとした。(第3条関係)

2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎青少年の家条例の一部を改正する条例(条例第70号)

1 教育委員会の許可に係る青少年の家の施設の使用について使用料を徴収するとともに、併せて所要の改正をすることとした。(第5条の2、第7条、第8条、別表第1関係)

2 その他所要の整備をすることとした。(第3条、第6条、第10条、別表第2関係)

3 施行期日等

(1) この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎岩手県警察本部組織条例の一部を改正する条例(条例第71号)

1 警務部の分掌事務に、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第3条第1項に規定する給付金に関するものを加えることとした。(第3条関係)

2 施行期日

この条例は、平成20年12月18日から施行することとした。(附則関係)